

改正案	現行
(定義) 第一条 (略) 2 (略) 3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一〇十二 (略) 十三 親銀行等 法第三十一条の四第三項に規定する親銀行等をいう。 十四 親法人等 法第三十一条の四第三項に規定する親法人等をいう。 十五 子銀行等 法第三十一条の四第四項に規定する子銀行等をいう。 十六 子法人等 法第三十一条の四第四項に規定する子法人等をいう。 十七〇四十三 (略) 4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一〇十二 (略) 十三 非公開融資等情報 融資業務（事業のための融資に係る業務	(定義) 第一条 (略) 2 (略) 3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一〇十二 (略) 十三 親銀行等 法第三十一条の四第五項に規定する親銀行等をいう。 十四 親法人等 法第三十一条の四第五項に規定する親法人等をいう。 十五 子銀行等 法第三十一条の四第六項に規定する子銀行等をいう。 十六 子法人等 法第三十一条の四第六項に規定する子法人等をいう。 十七〇四十三 (略) 4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一〇十二 (略) 十三 非公開融資等情報 融資業務（事業のための融資に係る業務

をいう。以下この号、第二百二十三条第一項第十九号及び第五百五十条第五号において同じ。）若しくは金融機関代理業務（第六十八
条第十三号に規定する金融機関代理業務のうち事業のための資金の
貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に
係る業務をいう。以下同じ。）に従事する役員（外国法人にあつ
ては、国内における代表者を含む。次章第五節を除き、以下同じ
。）若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る
公表されていない情報その他の特別な情報であつて金融商品取引
業若しくは金融商品仲介業務（金融商品仲介行為を行う業務をい
う。以下同じ。）に従事する役員若しくは使用人が勧誘する有価
証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二
条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二
号の性質を有する有価証券を除く。以下この号において同じ。）
に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融
商品取引業若しくは金融商品仲介業務に従事する役員若しくは使
用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買その他の取引等
に係る注文の動向その他の特別の情報であつて当該有価証券の発
行者に係る融資業務若しくは金融機関代理業務に重要な影響を及
ぼすと認められるものをいう。

十四（略）

（業務の内容及び方法）

第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める

をいう。以下この号、第二百二十三条第十九号及び第五百五十条第五
号において同じ。）若しくは金融機関代理業務（第六十八條第十
三号に規定する金融機関代理業務のうち事業のための資金の貸付け
又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業
務をいう。以下同じ。）に従事する役員（外国法人にあつては、
国内における代表者を含む。次章第五節を除き、以下同じ。）若
しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表さ
れていない情報その他の特別な情報であつて金融商品取引業若し
くは金融商品仲介業務（金融商品仲介行為を行う業務をいう。以
下同じ。）に従事する役員若しくは使用人が勧誘する有価証券（
法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二條第一
項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性
質を有する有価証券を除く。以下この号において同じ。）に係る
顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品取
引業若しくは金融商品仲介業務に従事する役員若しくは使用人が
職務上知り得たその顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る
注文の動向その他の特別の情報であつて当該有価証券の発行者に
係る融資業務若しくは金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと
認められるものをいう。

十四（略）

（業務の内容及び方法）

第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める

ものは、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

六 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項

イ ホ (略)

ヘ 有価証券関連業を行う場合には、第七十条の三第一項各号に掲げる措置に関する次に掲げる事項

(1) 当該措置の実施の方法

(2) 当該措置の実施を所掌する組織及びその人員の配置

ト 第一百五十三条第一項第七号ト及びリの規定により情報を受領

し、又は提供する場合には、電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務並びに同条第三項に規定する内部管理に関する業務に関する次に掲げる事項

(1) 当該情報を受領し、又は提供する親法人等又は子法人等の商号又は名称

(2) 業務執行の方法

(3) 当該業務を所掌する組織及びその人員の配置

七〇九 (略)

(兼職の届出)

第三十一条 法第三十一条の四第一項及び第二項の規定による届出（これらの規定に規定する退任した場合に係るものを除く。）は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならない。

ものは、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

六 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項

イ ホ (略)

(新設)

(新設)

七〇九 (略)

(兼職の届出)

第三十一条 法第三十一条の四第四項の規定による届出（同項に規定する退任した場合に係るものを除く。）は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならない。

一〇六 (略)

2 (略)

3 法第三十一条の四第一項及び第二項の規定による届出（これらの規定に規定する退任した場合に係るものに限る。）は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならない。

一〇六 (略)

（業務の内容及び方法）

第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

十 第七十条の三第一項各号に掲げる措置に関する次に掲げる事項

イ 当該措置の実施の方法

ロ 当該措置の実施を所掌する組織及びその人員の配置

十一 第百五十四条第四号ト、リ及びヌの規定により情報を提供する場合には、当該情報を受領する親法人等又は子法人等の商号又は名称

（金融商品関連業務の範囲）

第七十条の二 法第三十六条第二項に規定する内閣府令で定める業務は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。

一〇六 (略)

2 (略)

3 法第三十一条の四第四項の規定による届出（同項に規定する退任した場合に係るものに限る。）は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならない。

一〇六 (略)

（業務の内容及び方法）

第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

（新設）

（新設）

（新設）

一 特定金融商品取引業者等（法第三十六条第三項に規定する特定金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）が令第十五条の第二十七第一号に掲げる者である場合 次のイ及びロに掲げる業務 イ 金融商品取引業又は登録金融機関業務 ロ 法第三十五条第一項に規定する金融商品取引業に付随する業務（当該特定金融商品取引業者等の子金融機関等（法第三十六条第五項に規定する子金融機関等をいう。以下同じ。）が行う当該業務に相当する業務を含む。） 二 特定金融商品取引業者等が令第十五条の第二十七第二号に掲げる者である場合 次のイ及びロに掲げる業務 イ 金融商品取引業又は登録金融機関業務 ロ 法第三十五条第一項に規定する金融商品取引業に付随する業務	（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置） 第七十条の三 特定金融商品取引業者等は、当該特定金融商品取引業者等又はその親金融機関等（法第三十六条第四項に規定する親金融機関等をいう。以下同じ。）若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務（同条第二項に規定する金融商品関連業務をいう。以下同じ。）に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備
--	--

（新設）

-
- 二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備
- イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法
- ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法
- ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法
- ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法
- 三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表
- 四 次に掲げる記録の保存
- イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録
- ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録
- 2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならぬ。
- 3 第一項の「対象取引」とは、特定金融商品取引業者等又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。
-

(その他書面を交付するとき等)

第九十八条 法第三十七条の四第一項に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 (略)

二 投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。第二百二十三条第一項第九号において同じ。)の払戻しがあつたとき。

三 (略)

2 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一 十七 (略)

十八 金融商品取引業者等が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報(次に掲げるものを除く。)を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者に提供している状況又は金融商品取引業者等が委託を行った登録金融機関若しくは金融商品仲介業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報(当該登録金融機関又は金融商品仲介業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供

(その他書面を交付するとき等)

第九十八条 法第三十七条の四第一項に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 (略)

二 投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。第二百二十三条第九号において同じ。)の払戻しがあつたとき。

三 (略)

2 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一 十七 (略)

十八 金融商品取引業者等が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報(次に掲げるものを除く。)を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者に提供している状況又は金融商品取引業者等が委託を行った登録金融機関若しくは金融商品仲介業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報(当該登録金融機関又は金融商品仲介業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供

したものに限る。)を利用して有価証券の売買その他の取引等を
勧誘している状況

イハ (略)

二 当該登録金融機関又は委託金融商品取引業者が対象規定(法
第三十六条第二項、銀行法第十三条の三の二第一項(長期信用
銀行法第十七条、協同組合による金融事業に関する法律第六条
第一項、信用金庫法第八十九条第一項及び労働金庫法第九十四
条第一項において準用する場合を含む。)、農林中央金庫法第
五十九条の二の二第一項、中小企業等協同組合法第五十八条の
五の二第一項、農業協同組合法第十一条の五の二第一項若しく
は第十一条の十二の二第一項、水産業協同組合法第十一条の十
三第一項(同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百
条第一項において準用する場合を含む。))若しくは第十五条の
九の二第一項(同法第九十六条第一項及び第百条の八第一項に
おいて準用する場合を含む。)、株式会社商工組合中央金庫法
第二十八条の二第一項又は保険業法第百条の二の二第一項若し
くは第百九十三条の二第一項の規定をいう。第二十四号ハにお
いて同じ。)を遵守するために当該登録金融機関に提供する必
要があると認められる情報

ホ 第百五十三条第一項第七号ト又はリに掲げる場合(当該委託
金融商品取引業者が当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従
事する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社
員を含む。))及び使用人以外の者に同号ト又はリの情報を提供

したものに限る。)を利用して有価証券の売買その他の取引等を
勧誘している状況

イハ (略)

(新設)

(新設)

する場合に限る。)における当該情報

十九(二十三) (略)

二十四 登録金融機関が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報(次に掲げるものを除く。)を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、委託金融商品取引業者に提供している状況又は委託金融商品取引業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報(当該委託金融商品取引業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限り。)を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

イ・ロ (略)

ハ 当該登録金融機関又は委託金融商品取引業者が対象規定を遵守するために当該委託金融商品取引業者に提供する必要があると認められる情報

ニ 第一百五十三条第一項第七号ト又はリに掲げる場合(当該委託金融商品取引業者が当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)及び使用人以外の者から同号ト又はリの情報を受領する場合に限る。)における当該情報

二十五 (略)

2 | 登録金融機関が委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等である場合又は委託金融商品取引業者が登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合における前項第十八号及び第二十四号

十九(二十三) (略)

二十四 登録金融機関が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報(次に掲げるものを除く。)を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、委託金融商品取引業者に提供している状況又は委託金融商品取引業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報(当該委託金融商品取引業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限り。)を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

イ・ロ (略)

(新設)

(新設)

二十五 (略)

(新設)

の規定については、登録金融機関又は委託金融商品取引業者が顧客（法人に限る。以下この項において同じ。）に対して当該顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報の委託金融商品取引業者又は登録金融機関への提供（以下この項において「特別情報の提供」という。）の停止を求める機会を適切に提供している場合は、当該顧客が当該停止を求めるまでは、当該特別情報の提供について当該顧客の書面による同意を得ているものとみなす。ただし、登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）又は使用人が当該情報を委託金融商品取引業者に提供し、又は委託金融商品取引業者から受領する場合は、この限りでない。

（投資運用業に関する禁止行為）

第三百三十条 法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 八 （略）

九 次に掲げる者が有価証券の引受け等（法第二条第八項第六号から第九号までに掲げる行為をいう。第四百四十七条第四号、第五百十三条第一項第十三号及び第五百五十四条第七号において同じ。）を行っている場合において、当該者に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該者の要請を受けて、当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とした運用を行うこと。

（投資運用業に関する禁止行為）

第三百三十条 法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 八 （略）

九 次に掲げる者が有価証券の引受け等（法第二条第八項第六号から第九号までに掲げる行為をいう。第四百四十七条第四号、第五百十三条第十一号及び第五百五十四条第七号において同じ。）を行っている場合において、当該者に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該者の要請を受けて、当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とした運用を行うこと。

イ・ロ (略)

十・十一 (略)

2 (略)

(登録金融機関その他業務に係る禁止行為)

第百五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、自己の取引上の優越的な地位を不当に利用して金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為

四 (略)

五 金融商品仲介業務に従事する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。)又は使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領し、又は融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人に提供する行為(次に掲げる場合において行うものを除く。)

イ 非公開融資等情報の提供につき、事前に顧客の書面による同意(第百二十三条第一項第二十四号の顧客の書面による同意を含む。)を得て提供する場合

ロ・ハ (略)

イ・ロ (略)

十・十一 (略)

2 (略)

(登録金融機関その他業務に係る禁止行為)

第百五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、自己の優越的な地位を不当に利用して金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為

四 (略)

五 金融商品仲介業務に従事する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。)又は使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領し、又は融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人に提供する行為(次に掲げる場合において行うものを除く。)

イ 非公開融資等情報の提供につき、事前に顧客の書面による同意(第百二十三条第二十四号の顧客の書面による同意を含む。)を得て提供する場合

ロ・ハ (略)

第百五十一条及び第百五十二条
削除

(弊害防止措置の適用除外の承認申請)

第百五十一条 次に掲げる者(以下この条及び次条において「特定関係者」という。)がそれぞれ内部管理に関する業務の全部又は一部を行うために、第百五十三条第七号に規定する行為をすることについて金融商品取引業者が法第四十四条の三第一項ただし書の承認を受けようとする場合は、当該金融商品取引業者は、承認を受けようとする業務について承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 当該金融商品取引業者

二 当該金融商品取引業者を子会社(法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。)とする持株会社

三 持株会社に該当しない当該金融商品取引業者の親法人等であつて当該金融商品取引業者の経営管理及びこれに附帯する業務を行う会社(次号から第六号までに掲げる者を除く。)

四 当該金融商品取引業者の親銀行等又は子銀行等

五 当該金融商品取引業者の親銀行等又は子銀行等を子会社とする持株会社(第二号に掲げる者を除く。)

六 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等である次に掲げる者

イ 金融商品取引業者

ロ 信託会社

ハ 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規

定する貸金業者

七| その他金融庁長官の指定する者

2| 前項の承認申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

一| 商号又は名称

二| 登録年月日及び登録番号

三| 承認を受けようとする業務の内容

四| 承認を受けようとする理由

五| その他金融庁長官の定める事項

3| 第一項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
ない。

一| 特定関係者における内部管理に関する業務を所掌する組織及び
人員配置を記載した書類

二| 特定関係者における内部管理に関する業務の運営に関する社内
規則

三| 特定関係者における内部管理に関する業務を公正かつ的確に行
う旨を誓約した書面

四| その他参考になる書類

4| 第一項及び前項に規定する「内部管理に関する業務」とは、次に
掲げる業務をいう。

一| 法令遵守管理（業務が法令等（法令（外国の法令を含む。））、
法令に基づく行政官庁の処分（外国の法令に基づく同様の処分を
含む。）又は金融商品取引業協会、金融商品取引所若しくは商品

取引所（商品取引所法第二条第一項に規定する商品取引所をいう。）の定款その他の規則（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この号において同じ。）に適合するかどうかを判断すること及び当該法令等を役職員に遵守させることをいう。）に関する業務

二 損失の危険の管理に関する業務

三 内部監査及び内部検査に関する業務

四 財務に関する業務

五 経理に関する業務

六 税務に関する業務

七 電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務

5 金融庁長官は、第一項第七号の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

（弊害防止措置の適用除外の承認基準）

第百五十二条 所管金融庁長官等は、前条の承認申請書の提出があつた場合において、法第四十四条の三第一項ただし書の承認をしようとするときは、特定関係者が次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 内部管理に関する業務（前条第四項に規定する内部管理に関する業務をいう。以下この条において同じ。）を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有していること⁹

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第五百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 三 （略）

四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券（次に掲げるものを除く。）の引受けに係る主幹事会社となること。

イ・ロ （略）

ハ 株券であつて、次に掲げる要件のすべてを満たす金融商品取引業者が引受幹事会社（第四百七十七条第三号に規定する引受幹事会社をいう。）としてその引受けに係る発行価格の決定に適切に関与しているもの（イ又はロに該当するものを除く。）

(1) 法第二十八条第一項第三号イに掲げる行為に係る業務を行うことについて法第二十九条の登録を受けていること。

二 内部管理に関する業務を遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）が整備されていること。

三 内部管理に関する業務を行う部門から発行者等に関する非公開情報が漏れない措置が的確に講じられていること。

四 内部管理に関する業務に従事する者が他の事業を行う部門から独立していること。

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第五百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 三 （略）

四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券（次に掲げるものを除く。）の引受けに係る主幹事会社となること。

イ・ロ （略）

（新設）

-
- (2) 有価証券の引受けに係る業務に関する十分な経験を有すること。
- (3) 主幹事会社又は当該株券の発行者（以下ハにおいて「主幹事会社等」という。）の親法人等又は子法人等でないこと。
- (4) 主幹事会社等又はその親法人等若しくは子法人等の総株主等の議決権の百分の五以上の数の対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第四項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。以下ハにおいて同じ。）を保有していないこと。
- (5) その総株主等の議決権の百分の五以上の数の対象議決権を主幹事会社等又はその親法人等若しくは子法人等が保有していないこと。
- (6) 次に掲げる者が、主幹事会社等の取締役及び執行役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下ハにおいて同じ。）並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を占めていないこと。
- (i) その役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下ハにおいて同じ。）及び主要株主（第九十一条第一項第二号に規定する主要株主をいう。）
- (ii) (i)に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。）
- (iii) 自己並びに(i)及び(ii)に掲げる者が、他の会社等（令第十五条の十六第三項に規定する会社等をいう。以下ハにおいて
-

て同じ。)の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の会社等及びその役員

(iv) その役員であった者(役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。)及び使用人

(7) その取締役及び執行役並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を主幹会社等についての(6)(i)から(iv)までに掲げる者が占めていないこと。

五・六 (略)

七 有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法人等に提供すること(次に掲げる場合において行うものを除く。)

イ (略)

ロ 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に金融商品仲介業に係る委託を行う場合であつて、第二百八十一条第十二号イからハまでに掲げる情報を受領する場合又は第二百二十三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を提供する場合

ハ 当該金融商品取引業者の親銀行等又は子銀行等に金融商品仲介業務に係る委託を行う場合であつて、第二百二十三条第一項第二十四号イ若しくはロに掲げる情報を受領する場合又は同項第十八号イからハまでに掲げる情報を提供する場合

五・六 (略)

七 有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法人等に提供すること(次に掲げる場合において行うものを除く。)

イ (略)

ロ 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に金融商品仲介業に係る委託を行う場合であつて、第二百八十一条第十二号イからハまでに掲げる情報を受領する場合又は第二百二十三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を提供する場合

ハ 当該金融商品取引業者の親銀行等又は子銀行等に金融商品仲介業務に係る委託を行う場合であつて、第二百二十三条第二十四号イ若しくはロに掲げる情報を受領する場合又は同条第十八号イからハまでに掲げる情報を提供する場合

二〇へ（略）

ト 電子情報処理組織の保守及び管理を行うために必要な情報を受領し、又は提供する場合（当該金融商品取引業者及び当該情報を当該金融商品取引業者に提供し、又は当該金融商品取引業者から受領する親法人等又は子法人等において電子情報処理組織の保守及び管理を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合に限る。）

チ（略）

リ 内部管理に関する業務の全部又は一部を行うために必要な情報を受領し、又はその特定関係者に提供する場合（当該金融商品取引業者及び当該情報を当該金融商品取引業者に提供し、又は当該金融商品取引業者から受領する特定関係者において内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合に限る。）

八 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が、その親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報（当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘すること。

九 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が、その親法人等又は子法人等から取得した発行者等に関する非公開情報（第七号ト及びリの場合に取得したものに限る。）を電子情報処理組織の保守及び管理並びに内部

二〇へ（略）

ト 電子情報処理組織の保守及び管理を行うために必要な情報を提供する場合（当該金融商品取引業者及び当該情報を当該金融商品取引業者から受領する親法人等又は子法人等において電子情報処理組織の保守及び管理を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合に限る。）

チ（略）

（新設）

八 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報（当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘すること。

（新設）

管理に関する業務を行うため以外の目的で利用すること。

十 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が、その親銀行等又は子銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行うこと。

十一～十四 （略）

2 前項第七号及び第八号の金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等が発行者等（法人に限る。以下この項において同じ。）に対して当該発行者等に関する非公開情報の当該親法人等若しくは子法人等又は金融商品取引業者への提供（以下この項において「非公開情報の提供」という。）の停止を求める機会を適切に提供している場合は、当該発行者等が当該停止を求めるまでは、当該非公開情報の提供について当該発行者等の書面による同意があるものとみなす。

3 第一項第七号リ及び第九号の「内部管理に関する業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 法令遵守管理（業務が法令等（法令（外国の法令を含む。））、法令に基づく行政官庁の処分（外国の法令に基づく同様の処分を含む。）又は金融商品取引業協会、金融商品取引所若しくは商品取引所（商品取引所法第二条第一項に規定する商品取引所をいう。）の定款その他の規則（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この号において同じ。）を遵守したものであるかどうかを判断すること及び当該法令等を役職員に遵守させること

（新設）

九～十二
（略）

（新設）

（新設）

をいう。）に関する業務

二 損失の危険の管理に関する業務

三 内部監査及び内部検査に関する業務

四 財務に関する業務

五 経理に関する業務

六 税務に関する業務

4 第一項第七号リの「特定関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一 当該金融商品取引業者を子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）とする持株会社

二 持株会社に該当しない当該金融商品取引業者の親法人等であつて当該金融商品取引業者の経営管理及びこれに附帯する業務を行う会社（次号から第五号までに掲げる者を除く。）

三 当該金融商品取引業者の親銀行等又は子銀行等

四 当該金融商品取引業者の親銀行等又は子銀行等を子会社とする持株会社（第一号に掲げる者を除く。）

五 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等である次に掲げる者

イ 金融商品取引業者

ロ 信託会社

ハ 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者

六 その他金融庁長官の指定する者

（新設）

（登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 （略）

四 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号及び次号において同じ。）又は使用人が、発行者等に関する非公開情報（顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別な情報に限る。）を、当該登録金融機関の親法人等（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、同法第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社、同項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社及び同法第二百七十一条の二十二第一項第十二号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）若しくは子法人等（銀行法第十条の二第二項第十一号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、長期信用銀行法第十三条の二第二項第十一号に掲げる会社（同条第四項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、信用金庫法第五十四条の二十三第一項第十号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務

（登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 （略）

四 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）又は使用人が、発行者等に関する非公開情報（顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別な情報に限る。）を、当該登録金融機関の親法人等（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、同法第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社、同項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社及び同法第二百七十一条の二十二第一項第十二号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）若しくは子法人等（銀行法第十六条の二第二項第十一号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、長期信用銀行法第十三条の二第二項第十一号に掲げる会社（同条第四項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、信用金庫法第五十四条の二十三第一項第十号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、労働金庫法

を営む会社に限る。）、労働金庫法第五十八条の五第一項第六号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項第六号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、保険業法第六十六条第一項第十二号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、農林中央金庫法第七十二条第一項第八号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、農業協同組合法第十一条の四十七第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）及び水産業協同組合法第八十七条の三第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）に提供し、又は有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であって同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。）の発行者である顧客の非公開融資等情報をその親法人等若しくは子法人等から受領すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ（略）

ロ 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等に金融商品仲介業に係る委託を行う場合であって、第二百八十一条第十二号イからハまでに掲げる情報を受領する場合又は第二百二十三条第一項第十八号イ若しくはロに掲げる情報を提供する場合

第五十八条の五第一項第六号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項第六号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、保険業法第六十六条第一項第十二号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、農林中央金庫法第七十二条第一項第八号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、農業協同組合法第十一条の四十七第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）及び水産業協同組合法第八十七条の三第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）に提供し、又は有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であって同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。）の発行者である顧客の非公開融資等情報をその親法人等若しくは子法人等から受領すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ（略）

ロ 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等に金融商品仲介業に係る委託を行う場合であって、第二百八十一条第十二号イからハまでに掲げる情報を受領する場合又は第二百二十三条第十八号イ若しくはロに掲げる情報を提供する場合

ハ 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が委託金融商品取引業者である場合であつて、第百二十三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を受領する場合又は同項第二十四号イ若しくはロに掲げる情報を提供する場合

ニクチ (略)

リ 内部管理に関する業務（前条第三項に規定する内部管理に関する業務をいう。以下リにおいて同じ。）の全部又は一部を行うために必要な情報を特定関係者（当該登録金融機関が有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の親法人等若しくは子法人等である場合又は当該金融商品取引業者が当該登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合における当該金融商品取引業者及び当該金融商品取引業者についての前条第四項各号に掲げる者であつて、当該登録金融機関の親法人等又は子法人等である者をいう。以下リにおいて同じ。）に提供する場合（当該情報を当該役員又は使用人から受領する特定関係者において内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合に限る。）

ヌ 当該登録金融機関又は当該登録金融機関の親銀行等若しくは子銀行等が対象規定（第百二十三条第一項第十八号ニに規定する対象規定をいう。以下ヌにおいて同じ。）を遵守するために必要な情報を当該親銀行等又は子銀行等に提供する場合（当該情報を当該役員又は使用人から受領する親銀行等又は子銀行等

ハ 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が委託金融商品取引業者である場合であつて、第百二十三条第十八号イからハまでに掲げる情報を受領する場合又は同条第二十四号イ若しくはロに掲げる情報を提供する場合

ニクチ (略)

(新設)

(新設)

において当該対象規定の遵守に関する業務を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合に限る。）

五 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人が、当該登録金融機関の親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報（当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘すること。

六〇八 （略）

（情報通信の技術を利用する方法）

第百五十五条 金融商品取引業者等は、第百五十三条第一項第七号イ及び前条第四号イの規定による発行者等の書面による同意に代えて、次項の定めるところにより、当該発行者等の承諾を得て、当該発行者等の同意を電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該金融商品取引業者等は、当該発行者等の書面による同意を得たものとみなす。

二〇三 （略）

（業務に関する帳簿書類）

第百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

五 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報（当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘すること。

六〇八 （略）

（情報通信の技術を利用する方法）

第百五十五条 金融商品取引業者等は、第百五十三条第七号イ及び前条第四号イの規定による発行者等の書面による同意に代えて、次項の定めるところにより、当該発行者等の承諾を得て、当該発行者等の同意を電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該金融商品取引業者等は、当該発行者等の書面による同意を得たものとみなす。

二〇三 （略）

（業務に関する帳簿書類）

第百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる規定に規定する書面

イ・ロ (略)

ハ 第百五十三条第一項第七号イ

三 十七 (略)

2 (略)

(金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為)

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 十一 (略)

十二 金融商品仲介業者又はその役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が、当該金融商品仲介業者又はその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別の情報を、その親法人等若しくは子法人等から受領する行為若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供する行為(当該金融商品仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による当該特別の情報の提供につき事前に当該顧客の書面による同意がある場合、親法人等若しくは子法人等が所属金融商品取引業者等である場合であつて、第百二十三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を受領する場合

一 (略)

二 次に掲げる規定に規定する書面

イ・ロ (略)

ハ 第百五十三条第七号イ

三 十七 (略)

2 (略)

(金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為)

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 十一 (略)

十二 金融商品仲介業者又はその役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が、当該金融商品仲介業者又はその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別の情報を、その親法人等若しくは子法人等から受領する行為若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供する行為(当該金融商品仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による当該特別の情報の提供につき事前に当該顧客の書面による同意がある場合、親法人等若しくは子法人等が所属金融商品取引業者等である場合であつて、第百二十三条第十八号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び

合及び第二百八十一条第十二号イからハまでに掲げる情報を提供する場合並びに親銀行等若しくは子銀行等である所屬金融機関の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であつて、次項第一号若しくは第二号に掲げる情報を受領する場合及び同項第三号若しくは第四号に掲げる情報を提供する場合を除く。）又は親法人等若しくは子法人等から取得した当該特別の情報（当該親法人等若しくは子法人等が事前に当該顧客の書面による同意を得て提供したものを除く。）を利用して有価証券の売買その他の取引、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）を勧誘する行為

十三ノ二十七（略）

2・3（略）

附則

（非公開情報の授受の禁止に関する経過措置）

第十七条 第五百五十三条第七号の規定は、証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十三号。以下「整備政令」という。）附則第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項の規定により金融商品取引業者とみなされる者については、当分の間、適用しない。

第二百八十一条第十二号イからハまでに掲げる情報を提供する場合並びに親銀行等若しくは子銀行等である所屬金融機関の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であつて、次項第一号若しくは第二号に掲げる情報を受領する場合及び同項第三号若しくは第四号に掲げる情報を提供する場合を除く。）又は親法人等若しくは子法人等から取得した当該特別の情報（当該親法人等若しくは子法人等が事前に当該顧客の書面による同意を得て提供したものを除く。）を利用して有価証券の売買その他の取引、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）を勧誘する行為

十三ノ二十七（略）

2・3（略）

附則

（非公開情報の授受の禁止に関する経過措置）

第十七条 第五百五十三条第七号の規定は、証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十三号。以下「整備政令」という。）附則第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項の規定により金融商品取引業者とみなされる者については、当分の間、適用しない。